

松くい虫等防除推進員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年2月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

松くい虫等防除推進員設置規程の一部を改正する告示

松くい虫等防除推進員設置規程（昭和61年岩手県告示第322号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>松くい虫等防除推進員設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 松くい虫及びカシノナガキクイムシ（以下「松くい虫等」という。）による被害のまん延を防止するため、<u>松くい虫等防除推進員</u>（以下「<u>推進員</u>」という。）を置く。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 <u>推進員</u>は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(身分)</p> <p>第3条 <u>推進員</u>は、非常勤とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第4条 <u>推進員</u>には、予算の範囲内で毎月報酬を支給する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>推進員</u>の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、補充により任命した<u>推進員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 <u>推進員</u>は、別に定める担当地区に係る次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 <u>推進員</u>は、その職務を行うに当たっては、その担当地区を所管する広域振興局長の指揮監督を受けるものとする。</p> <p>(<u>推進員証</u>及び腕章)</p> <p>第7条 <u>推進員</u>は、その証として別に定める様式による<u>松くい虫等防除推進員証</u>を携帯し、かつ、別に定める様式による腕章を着用しなければならない。</p> <p>2 <u>推進員</u>は、その職務を行うに当たり関係者の要求があるときは、<u>松くい虫等防除推進員証</u>を提示しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 <u>推進員</u>の服務その他必要な事項は、別に定める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>松くい虫等防除監視員設置規程</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 松くい虫及びカシノナガキクイムシ（以下「松くい虫等」という。）による被害のまん延を防止するため、<u>松くい虫等防除監視員</u>（以下「<u>監視員</u>」という。）を置く。</p> <p>(任命)</p> <p>第2条 <u>監視員</u>は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(身分)</p> <p>第3条 <u>監視員</u>は、非常勤とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>第4条 <u>監視員</u>には、予算の範囲内で毎月報酬を支給する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 <u>監視員</u>の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、補充により任命した<u>監視員</u>の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 <u>監視員</u>は、別に定める担当地区に係る次に掲げる職務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 <u>監視員</u>は、その職務を行うに当たっては、その担当地区を所管する広域振興局長の指揮監督を受けるものとする。</p> <p>(<u>監視員証</u>及び腕章)</p> <p>第7条 <u>監視員</u>は、その証として別に定める様式による<u>松くい虫等防除監視員証</u>を携帯し、かつ、別に定める様式による腕章を着用しなければならない。</p> <p>2 <u>監視員</u>は、その職務を行うに当たり関係者の要求があるときは、<u>松くい虫等防除監視員証</u>を提示しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 <u>監視員</u>の服務その他必要な事項は、別に定める。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。